

活動報告

委託契約書

- 委託の表示 つるま同窓会会費徴収業務（別添仕様書のとおり）
 委託代金額 別添仕様書のとおり
- 発注者 金沢大学つるま同窓会会長 関谷 暁子（以下「甲」という。）と委託者 金沢大学生生活協同組合理事長 田中一郎（以下「乙」という。）との間において、上記委託業務（以下「業務」という。）に係る委託契約を下記のとおり別紙仕様書に示す委託料で、締結するものとする。
- 第 1 条 甲・乙双方は事業の実施に当たり、必要な事項を協議するものとする。
 第 2 条 乙は事業を別紙仕様書に基づき、甲が指定する期間までに実施するものとする。
 第 3 条 乙は事業が甲の事業活動の遂行に重要な役割を果たすことを理解し、正確な業務を遂行し、誠実に業務を代行するものとする。
 第 4 条 委託する業務に関し、1 件当たりの契約単価は、別添仕様書のとおりとする。
 第 5 条 業務の取扱件数（予定）は、概ね、別紙仕様書のとおりとし、事業の実施状況は第 7 条に示す「会費徴収結果報告書」を翌月当初に報告するものとする。
 第 6 条 上記業務の契約期間は、平成 18 年 10 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日までとする。
 第 7 条 乙は事業の実施に関して、甲・乙双方に特段の瑕疵・不都合がない場合はこれを継続するものとする。
 第 8 条 乙は事業に要する事務経費その他諸経費はすべてを負担するものとし、委託契約料に含めるものとする。
 第 9 条 乙は事業に要した経費の支払い請求書を契約期間の終了した翌月までに、事務局へ請求するものとする。
 第 10 条 甲は前条により提出された適法な委託代金請求書を受領後 60 日以内に、支払うものとする。
 第 11 条 甲・乙双方は本事業実施により得られた業務に係る個人情報、「保健学科つるま同窓会会員の個人情報の管理に関する規程」その他関係法令を遵守して取扱うものとし、これを第三者に漏洩してはならない。
 第 12 条 契約保証金はこれを免除する。
 第 13 条 契約期間中において、経済事情の変動その他やむを得ない事由により委託料金を変更する必要が生じた場合は甲・乙双方が協議の上、変更できるものとする。
 第 14 条 甲は次のいずれかの項に該当するときは、本契約を解除することができる。
 (ア) 乙が本契約の条項に違反したとき。
 (イ) 乙が甲の承諾なしに本契約を第三者に委託又は請負させたとき。
 (ウ) 本契約の執行が著しく困難になったとき、その他やむを得ないと認められる事由によって乙が本契約の解除を申し入れたとき。
 乙は前項の規定に違反し本契約を解除されたときは、甲に対し求償できないものとする。
 第 15 条 乙は本事業の執行によってつるま同窓会及び会員が損害を被った場合、損害賠償は、乙の自己責任においてこれを解決しなければならない。
 第 16 条 本契約書に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じた場合は、甲・乙双方が協議の上、決定するものとする。
 第 17 条 本契約に関する訴えの管轄は、金沢大学所在地を管轄区域とする金沢地方裁判所とする。
 第 18 条 本契約の締結を証するため、甲・乙は記名・押印した契約書 2 通を作成し、甲・乙双方がおのおの 1 通を所持するものとする。

平成 18 年 月 日

甲 金沢大学医学部保健学科
 つるま同窓会会長 関谷 暁子 (印)
 乙 金沢大学生生活協同組合理事長
 田中一郎 (印)

仕様書

- 1 委託の表示 つるま同窓会会費徴収事務の委託 項目
 2 委託期間 平成 18 年 10 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日
 3 会費の収集 会費の徴収は上記の委託期間に行い、徴収後の会費の保管・管理について充分注意を払うものとし、すみやかにつるま同窓会が指定する銀行口座に振り込むものとする。徴収事務に要する所要物品は、乙の請求に基づき、甲の負担においてその都度、提供するものとする。
 4 収集する数量 200 名分
 (平成 19 年 3 月卒業予定者・5 専攻)
 5 依頼方法 事業は、甲が事業に関する情報（卒業予定学生の所属（専攻）・氏名・学籍番号）が記載された名簿を添えて、乙に依頼する。
 6 事業の実施 事業は乙が善良なる管理者の義務と注意を持って迅速かつ確実に行う。

【つるま同窓会会費徴収の内訳と費用】

会 費 徴 収 項 目	徴 収 委 託 数 量	単 価 (円)	契 約 価 格 (円)
看 護 学 専 攻	80 名	1名につき、1%	8,000
放 射 線 技 術 科 学 専 攻	40 名	1名につき、1%	4,000
検 査 技 術 科 学 専 攻	40 名	1名につき、1%	4,000
理 学 療 法 学 科 専 攻	20 名	1名につき、1%	2,000
作 業 療 法 学 専 攻	20 名	1名につき、1%	2,000
合 計	200 名		20,000